

建設業一人親方の皆様へ

労災保険「特別加入制度」のご案内



～ 労災保険の特別加入制度とは?? ～

労災保険は、本来、労働者の仕事や通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方には特別に任意加入を認めています。これが、特別加入制度です。

一人親方労災保険の特別加入条件

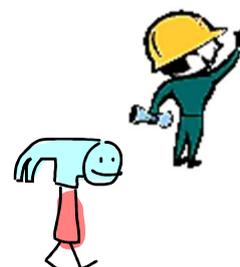
- ①西都商工会議所の会員であること
- ②建設業(大工、左官、とび職人など)に携わる方
- ③従業員を雇用していないこと

保険給付の種類

※給付基礎日額については裏面をご覧ください。

保険給付の以下の種類があり、主な給付を下記の表で紹介します。

- ・療養補償給付
- ・休業補償給付
- ・障害補償給付
- ・傷病補償年金
- ・遺族補償給付
- ・介護補償給付
- ・葬祭料



保険給付の種類	支給事由	給付内容	特別支給金
療養補償給付	業務災害または通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合。	(給付基礎日額とは関係なく)必要な治療が無料で受けられます。	特別支給金はありません。
休業補償給付	業務災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合。	休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額が支給されます。	休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額が支給されます。

●問い合わせ先

西都商工会議所 労働保険係  
 〒881-0033 西都市大字妻 1538-1  
 TEL : 0983-43-2111 FAX : 0983-43-5722

## 労災保険料について

給付基礎日額に応じて算定しますので下記の表よりお選び下さい。給付基礎日額の変更は年度替わりの時にのみ変更することができます。

### ●給付基礎日額・労災保険料一覧表

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B=A×365日	労災保険料(年間)=B×18/1000 建設業保険料率：18/1000
25,000円	9,125,000円	164,250円
24,000円	8,760,000円	157,680円
22,000円	8,030,000円	144,540円
20,000円	7,300,000円	131,400円
18,000円	6,570,000円	118,260円
16,000円	5,840,000円	105,120円
14,000円	5,110,000円	91,980円
12,000円	4,380,000円	78,840円
10,000円	3,650,000円	65,700円
9,000円	3,285,000円	59,130円
8,000円	2,920,000円	52,560円
7,000円	2,555,000円	45,990円
6,000円	2,190,000円	39,420円
5,000円	1,825,000円	32,850円
4,000円	1,460,000円	26,280円
3,500円	1,277,500円	22,995円 ※

## 加入に伴う費用について



加入に伴い下記の費用が年間必要になります。

- 労災保険料：上記「給付基礎日額・労災保険料一覧表」参照
- 事務手数料：労災保険料の9.5%（税別）

但し、3,000円未満の場合は3,000円（税別）となります。

費用計算例：給付基礎日額5,000円（消費税10%）の場合

労災保険料 32,850円（上記「給付基礎日額・労災保険料一覧表」参照）… ①  
事務手数料 ① × 9.5% = 3,120円 + 312円（消費税）… ②  
費用合計 ① + ② = 36,282円